

岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

1 趣旨

本要領は、岡山市が発注する工事の建設現場において、受注者及び発注者の業務効率化を目的として行う遠隔臨場の試行に必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 遠隔臨場

モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「材料検査」、「立会」や「段階確認」を行うこと。

(2) モバイル端末等

現場状況等を撮影し、通信する機能を有する機器の総称。

(ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット、情報共有システムによる Web カメラ等 (以下、「ウェアラブルカメラ等」という。))

3 対象工事

遠隔臨場が実施可能な通信環境を確保でき、段階確認、材料検査又は立会を映像で確認できる、岡山市が発注する全ての工事において、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

ただし、営繕工事及び請負代金額 400 万円以下の工事は対象外とする。

4 適用の範囲

本試行要領は、「岡山市請負工事監督規程」に定める「工事材料の検査等 (以下「材料検査」という。))」「工事の立会 (以下「立会」という。))」、「工程途中の段階における確認 (以下「段階確認」という。))」を実施する場合に適用する。

(1) 材料検査

『岡山市土木工事共通仕様書』、「第 2 編 材料編 第 1 章一般事項」、「第 2 節工事材料の品質」の「1 一般事項」及び「4 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認において、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。

(2) 立会

『岡山市土木工事共通仕様書』第 1 編 共通編 第 1 章総則 1-1-1-2 用語の定義に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう」事項に該当し、この場合における監督員が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、立会に代えることができるものとする。

(3) 段階確認

『岡山市土木工事共通仕様書』第3編 土木工事共通編 「第1章総則」、「第1節総則」、「1-1-4 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる」事項に該当するものとする。

5 実施方法

(1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法について監督員と協議し、協議が整った場合に遠隔臨場を実施するものとする。

(2) 施工計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり施工計画書又は業務計画書に確認項目、時期、内容、仕様などを記載し、監督員の確認を受けなければならない。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員に実施時間、実施箇所（場所）、具体的な確認項目、方法、内容等を確認しなければならない。

遠隔臨場は、受注者と監督員がモバイル端末等により映像と音声の同時配信と双方向の通信により実施するものとする。

監督員が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。ただし、監督員が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

(4) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通信中の監督員の映像を含む画面キャプチャ（写真）や写真、通信中の動画のうち、いずれかの方法により実施状況を記録するものとする。

実施記録は、所定の様式（材料確認願、確認・立会願、段階確認書もしくは工事打合簿）に添付して監督員に提出するものとする。

(5) 留意事項

受注者は、遠隔臨場の映像や実施記録に当該現場以外ができるだけ映り込まないように留意すること。また、公的でない建物の内部等見られることが想定されていない場所が映り込み人物が映っている場合は、場所や人物が特定できないよう留意すること。

監督員は、遠隔臨場の映像や実施記録に執務室内部等の映り込みや人物が映っている場合は、執務室内部の状況や人物が特定できないよう留意すること。

6 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の了解を得るものとする。

発注者の業務等の都合で機器の準備が整わない場合は、受注者は監督員が使用する機器も準備し、遠隔臨場を行うこともできる。

機器や仕様は、国土交通省の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」（令和３年３月）「2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様（p9）」を準用するものとする。

7 費用

本試行を実施するにあたり必要とする費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含むものとする。

8 工事成績評価

工事に含まれる対象工種は全て遠隔臨場を実施することとし、施工計画書に記載した全ての項目で遠隔臨場を実施した工事については、工事成績評価の創意工夫の項目で評価する。ただし、監督員が協議等で現場を訪れた際に遠隔臨場予定項目を確認した場合は遠隔臨場として実施したものとする。

9 アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者や監督員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

10 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。また、本要領は、遠隔臨場以外でのモバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

附則

本要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則

本要領は、令和７年５月１日から施行する。